平成２２年（フ）第９６号
北海道岩見沢市元町２条東７条５番地　北斗荘２階
債務者　島村香保利（旧姓吉村）
1　決定年月日時　平成22年７月２日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月27日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２２年（フ）第９７号
北海道空知郡南幌町北町１丁目１番11号
債務者　若山　翔太
1　決定年月日時　平成22年７月２日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月27日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２２年（フ）第１０１号
北海道空知郡南幌町緑町３丁目１番２号
債務者　齊藤　恵子
1　決定年月日時　平成22年７月２日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月27日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２２年（フ）第１０５号
北海道岩見沢市日の出北１丁目３番22号　東光マンション201号室
債務者　息才　智安
1　決定年月日時　平成22年７月２日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月27日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２２年（フ）第５０号
山形県鶴岡市八色木字荒落83番地
債務者　鈴木　義克
1　決定年月日時　平成22年７月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月27日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２２年（フ）第５１号
山形県鶴岡市八色木字荒落83番地
債務者　鈴木志美子
1　決定年月日時　平成22年７月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月27日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２２年（フ）第５２号
山形県鶴岡市八色木字荒落83番地
債務者　鈴木　克夫
1　決定年月日時　平成22年７月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月27日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２２年（フ）第３３９号
神奈川県厚木市南町12番２号
債務者　飯田　博夫
1　決定年月日時　平成22年７月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月27日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第３４０号
神奈川県厚木市南町12番２号
債務者　飯田　朱美
1　決定年月日時　平成22年７月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月27日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第４４８号
神奈川県平塚市万田319番地の１　ガーデンバリー106号
債務者　福山　式子（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成22年７月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月27日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第４６３号
神奈川県厚木市飯山3075番地５グラン・クールⅡ105
債務者　松井　俊幸
1　決定年月日時　平成22年７月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月27日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第２６８号
新潟市西蒲区岩室温泉647番地
債務者　石添　正春
1　決定年月日時　平成22年７月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月27日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第３０６号
新潟市北区嘉山１丁目２番36号
債務者　佐藤　成市
1　決定年月日時　平成22年７月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月27日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第３１２号
新潟市北区嘉山１丁目２番36号
債務者　佐藤由紀子
1　決定年月日時　平成22年７月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月27日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１７４５号
愛知県清須市西市場６丁目10番地18　ルミエール清洲Ｃ101
債務者　木之下弥生
1　決定年月日時　平成22年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第４８３号
香川県東かがわ市三本松12番地５
債務者　山野　一美
1　決定年月日時　平成22年７月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月27日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（フ）第１８４号
香川県高松市牟礼町原883番地16牟原寮、住民票上の住所香川県東かがわ市川東364番地２
債務者　倉本　一也
1　決定年月日時　平成22年７月２日午後３時25分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月27日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（フ）第２２２号
香川県高松市飯田町1035番地１市住25―165
債務者　星加　安子（旧姓大内）
1　決定年月日時　平成22年７月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月27日まで
高松地方裁判所破産・再生係